

特定電気用品の「電気用品の区分」及び「検査設備現地確認周期」について

「適合性検査」及び「適合性同等検査」のお申し込みの際に発生する「検査設備」の「現地確認」については、下記のとおりのお取り扱いとなりますので、お知らせします。

「電気用品の区分」は、20区分に分かれており、特定電気用品に該当するそれぞれの「電気用品の区分」(下記、13区分)で保有する「検査設備」が異なります。

「検査設備」の「現地確認」は、「電気用品の区分(下記の特定電気用品に限る)」毎に実施しなければなりませんので、ご了承下さい。

また、「検査設備」の「現地確認」の「確認周期」は、「電気用品名」毎に異なり、「3年」、「5年」又は「7年」のいずれかの周期で実施する必要がありますので、併せてお知らせ致します。

電気用品の区分番号	電気用品の区分内容	製造工場の現地確認周期
1	ゴム系絶縁電線類(絶縁体にゴムを使用する電線又は電気温床線)	7年
2	合成樹脂系絶縁電線類(絶縁体に合成樹脂その他のゴム以外のものを使用する電線又は電気温床線)	7年
7	つめ付ヒューズ	7年
8	包装ヒューズ類(つめ付ヒューズ及び温度ヒューズ以外のヒューズ)	7年
9	温度ヒューズ	7年
10	配線器具	7年
11	電流制限器	7年
12	小形単相変圧器類(小形単相変圧器、電圧調整器又は放電灯用安定器)	7年
14	電熱器具	-(※1)
15	電動応用機械器具	-(※1)
17	電子応用機械器具(特定電気用品以外の電気用品を除く)	3年
18	交流用電気機械器具(特定電気用品以外の電気用品を除く)	-(※1)
19	携帯発電機	5年

(備考)

- ※1は、「電気用品名」毎に証明書の有効期間(「3年」、「5年」又は「7年」)が異なりますので、ご注意下さい。
- 「検査設備」の「現地確認」が必要となる条件は下記のとおりです。
 - ・JETへの特定電気用品の申込みが、初めての製造工場
 - ・「電気用品の区分」が異なる場合
 - ・「現地確認」実施後、「電気用品の区分」毎における「電気用品名」の有効期間の残り期間が6ヶ月以内にお申し込みがあった場合

以上